

平成 年 月 日

保護者 様

千葉県立我孫子特別支援学校長

出席停止について

学校保健安全法により感染予防を必要とする病気にかかっている、かかっている疑いがある又はかかるおそれのある場合、「出席停止」の措置をとることになっております。御家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。また、登校時期についても医師の指示に従ってください。なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

《出席停止の扱いになる感染症》

- | | | | |
|-------|-------------|------------------|-----------|
| [第一種] | ●エボラ出血熱 | ●クリミヤ・コンゴ出血熱 | ●痘そう |
| | ●南米出血熱 | ●ペスト | ●マールブルグ熱 |
| | ●ラッサ熱 | ●急性灰白髄炎（ポリオ） | ●ジフテリア |
| | ●重症性呼吸器症候群 | ●鳥インフルエンザ | |
| [第二種] | ●インフルエンザ | ●百日咳 | ●麻しん（はしか） |
| | ●風しん | ●流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | |
| | ●水痘（みずぼうそう） | ●咽頭結膜熱（プール熱） | ●結核 |
| | ●髄膜炎菌性髄膜炎 | | |
| [第三種] | ●コレラ | ●腸管出血性大腸菌感染症 | ●細菌性赤痢 |
| | ●腸チフス | ●パラチフス | ●流行性角結膜炎 |
| | ●急性出血性結膜炎 | | |
| [その他] | ●溶連菌感染症 | ◎マイコプラズマ感染症 | ◎感染性胃腸炎 |
| | ◎ウイルス性肝炎 | ◎伝染性紅斑（リンゴ病） | ◎ヘルパンギーナ |
| | ◎手足口病 | | |

* [その他◎] については、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のある感染症で、学校医と校長の協議により、出席停止になる場合とならない場合があります。

登校については、医師からの指示に伴い「登校許可報告書」を保護者の方が御記入の上、学校へ御提出ください。

----- きりとり -----

平成 年 月 日

登校許可報告書

学校長 様

- 1 病 名 _____
- 2 受診医療機関名 _____
- 3 出席停止期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日まで
- 4 登校許可 医師より _____ 月 _____ 日 より登校可能と許可されました。

上記の疾患は、医師の診断によりすでに感染の恐れはなく、登校に支障がないものと認められたので報告します。

小学部 ・ 中学部 ・ 清新分校 _____ 年 組 生徒名

保護者名 _____ (印)